

【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等
業務室関係】

(別紙)

新	旧
<p>雇児発0521第8号 平成27年5月21日 第一次改正 雇児発0331第10号 平成28年3月31日 第二次改正 雇児発0403第20号 平成29年4月3日 第三次改正 子発0731第1号 平成30年7月31日 第四次改正 子発0329第1号 平成31年3月29日 第五次改正 子発0331第7号 令和2年3月31日 第六次改正 子発0714第1号 令和2年7月14日 <u>第七次改正 子発※第※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p>	<p>雇児発0521第8号 平成27年5月21日 第一次改正 雇児発0331第10号 平成28年3月31日 第二次改正 雇児発0403第20号 平成29年4月3日 第三次改正 子発0731第1号 平成30年7月31日 第四次改正 子発0329第1号 平成31年3月29日 第五次改正 子発0331第7号 令和2年3月31日 第六次改正 子発0714第1号 令和2年7月14日</p>
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)	厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)
「放課後児童健全育成事業」の実施について	「放課後児童健全育成事業」の実施について
<p>標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童健全育成事業実施要綱」を定め、令和3年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついで、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童健全育成事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。 ついで、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

1

新	旧
別 紙	別 紙
放課後児童健全育成事業実施要綱	放課後児童健全育成事業実施要綱
1 目的 (略)	1 目的 (略)
2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】 (9) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 【別添9】 <u>(10) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</u> 【別添10】 <u>(11) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業</u> 【別添11】 <u>(12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</u> 【別添12】	2 事業の種類 (1) 放課後児童健全育成事業 【別添1】 (2) 放課後子ども環境整備事業 【別添2】 (3) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業） 【別添3】 (4) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） 【別添4】 (5) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） 【別添5】 (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 【別添6】 (7) 障害児受入強化推進事業 【別添7】 (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 【別添8】 (9) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 【別添9】 (10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 【別添10】
3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添12の定めによること。	3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添10の定めによること。

2

新	旧
<p>別添1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象児童 (略)</p> <p>4 規模 (略)</p>	<p>別添1 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認められた者に委託等を行うことができるものとする。 なお、本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第17号)(以下「改正省令」という。)で定めるところにより、あらかじめ、改正省令で定める事項を市町村に届け出る必要がある。</p> <p>3 対象児童 対象児童は、法第6条の3第2項及び設備運営基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。(以下「放課後児童」という。) なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p> <p>4 規模 設備運営基準第10条第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>

3

新	旧
<p>5 職員体制 (1) (略)</p> <p>(2) 放課後児童支援員、補助員の要件 放課後児童支援員は、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県等認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者(以下「研修修了予定者」という。))を含む。)でなければならない。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、当該者の研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し市町村が作成すること。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。</p> <p>6 開所日数 (略)</p>	<p>なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準(以下「条例基準」という。)が、おおむね40人以下とする児童の数に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>5 職員体制 (1) 放課後児童支援員、補助員の員数 設備運営基準第10条第1項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。 なお、上記によらない場合でも、児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策について定め、それによる対策を講じている場合については、本事業の対象とする。 (2) 放課後児童支援員、補助員の要件 放課後児童支援員は、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者(以下「研修修了予定者」という。))を含む。)でなければならない。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、当該者の研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し市町村が作成すること。 また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。</p> <p>6 開所日数 開所する日数は、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、年間250日以上開所すること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日間</p>

4

新	旧
7 開所時間 (略)	<p>所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。</p> <p>7 開所時間 開所する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定める。 (1) 小学校の授業の休業日（長期休暇期間等）を行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日（平日）を行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>
8 施設・設備 (略)	<p>8 施設・設備 (1) 小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること。 (2) 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカーのほか、生活の場として必要なカーペット、畳等）を備えなければならない。 (3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 なお、条例基準が、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする専用区画の面積に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。 (4) 専用区画並びに(2)の設備及び備品等（以下「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 (5) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>
9 運営内容 (略)	<p>9 運営内容 放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める以下の事項を踏まえ、各放</p>

新	旧
10 留意事項 (1) (略) (2) 別添2～別添12に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。 (3) (略)	<p>課後児童健全育成事業を行う者は、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めること。 ①放課後児童健全育成事業の役割 ②放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ③事業の対象となる子どもの発達 ④育成支援の内容 ⑤障害のある子どもへの対応 ⑥特に配慮を必要とする子どもへの対応 ⑦保護者との連携 ⑧育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務 ⑨利用の開始等に関わる留意事項 ⑩労働環境整備 ⑪適切な会計管理及び情報公開 ⑫学校との連携 ⑬保育所、幼稚園等との連携 ⑭地域、関係機関との連携 ⑮衛生管理及び安全対策 ⑯放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 ⑰要望及び苦情への対応 ⑱事業内容向上への取り組み</p> <p>10 留意事項 (1) 法第6条の3第2項に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にする公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない。なお、放課後児童健全育成事業に付加する事業として、スポーツクラブや塾など、その他特別な活動内容を実施することは差し支えない。ただし、当該特別な活動内容に必要な経費については、本事業の対象とならない。 (2) 別添2～別添10に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。 (3) 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（平成26年4月1日付け雇児発0401第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添3に規定する放課後児童クラブ支援事業（ボランティア派遣事業）については、平成26年度限りで廃止とするが、本事業の実施に当たっては、地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにすること。 また、屋内外ともに児童が過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくること。その際、製作活動や伝承</p>

新	旧
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>11 費用 (略)</p>	<p>遊び、地域の文化にふれる体験、児童の創造性や情操を高める劇等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮すること。</p> <p>(4) 放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、本事業の対象となるものである。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。また、傷害保険等に加入することも必要である。</p> <p>(6) 放課後児童健全育成事業の運営内容についての自己評価、第三者評価に必要な経費は、本事業の対象として差し支えない。</p> <p>(7) 児童数が 20 人未満になる時間帯及び曜日のみ職員 1 名配置とする場合には、利用登録時などに利用時間を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握しておくことが必要である。</p> <p>11 費用</p> <p>(1) 国は、2～10 の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 なお、一の支援の単位を構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位については、</p> <p>① 山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合</p> <p>② 上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合 のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

新	旧
<p>別添 2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象事業 (略)</p>	<p>別添 2 放課後子ども環境整備事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。)に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 対象事業</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>①別添 1 に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修(耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。)を行った上、必要に応じて設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する事業。</p> <p>②別添 1 に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災(耐震化等を含む。)、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修を行った上、必要に応じて設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成 29 年 3 月 31 日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定)に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動(以下「放課後子供教室」という。)と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修(耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。)を行った上で、必要に応じて設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p>

新	旧
<p>4 対象事業の制限 (略)</p>	<p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する事業((1)①に該当する場合を除く。) ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業((1)②に該当する場合を除く。) ③①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業((1)③に該当する場合を除く。) ④別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業((2)①及び③に該当する場合を除く。)</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに小学校の余裕教室等において実施するため、教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備を行う事業。</p> <p>4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 (2) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存建物の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とならない。 (3) 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な3の(1)①及び3の(2)①の事業については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする。ただし、別添1に掲げる対象児童(放課後児童)の人数が一定規模以上になった場合に、一の支援の単位を分ける等の方法により適正な人数規模への転換を図る場合には、この限りではない。 (4) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(1)②の事業については、事業を行う場所1か所につき、児童の数の増加による実施、防災対策による実施、防犯対策による実施それぞれ1回限りとする。ただし、子どもの安全が著しく脅かされる場合は、この限りではない。</p>

新	旧
<p>5 費用 (略)</p>	<p>(5) 既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の3の(2)②の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間(以下「厚生労働大臣が定める期間」という。)を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新等、防災対策、防犯対策による実施それぞれ1回限りとする。ただし、 ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合 イ 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合 については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。</p> <p>(6) 3の(1)①及び③、3の(2)①及び③、④及び3の(4)の事業について、放課後児童健全育成事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に事業を実施するものであること。</p> <p>(7) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。 なお、本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者が、当該年度中又は翌年度に障害児の受入れを予定している場合に限る。</p> <p>(8) 3の(1)③及び3の(2)③及び④の事業については、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に基づく市町村行動計画(以下「市町村行動計画」という。)への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載がある場合に限る。</p> <p>(9) 3の(1)①及び3の(2)①のうち、開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))については、別添4の放課後児童クラブ支援事業(放課後児童クラブ運営支援事業)の国庫補助を受けようとする又は受けた場合は対象とならない。</p> <p>5 費用 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p>

新	旧
<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 （略）</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 留意事項 （略）</p>	<p>別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するため、以下の（1）～（3）のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する。 なお、障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。 （1）市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 （2）放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 （3）放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項 （1）本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け</p>

新	旧
<p>5 費用 （略）</p>	<p>雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。 （2）障害児を3人以上受け入れている場合の障害児対応職員及び医療的ケア児を受け入れる場合の看護師等の人件費については、別添7に基づく障害児受入強化推進事業に計上するものとし、本事業の対象とならない。</p> <p>5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）	別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）
1 趣旨 （略）	1 趣旨 放課後児童健全育成事業の量的拡充を図り、待機児童の解消を図るため、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行うものである。
2 実施主体 （略）	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
3 対象事業 （略）	3 対象事業 (1) 賃借料補助 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する事業。 ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象としない。 (2) 移転関連費用補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添1に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入れ児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費（移転前の実施場所に係る原状回復費を含む。）を支弁する事業。 (3) 土地借料補助 学校敷地外の土地を活用して、別添1の放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。
4 対象事業の制限 （略）	4 対象事業の制限 (1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。 ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあること イ 3の(1)賃借料補助については、平成27年度以降に新たに実施

新	旧
5 費用 （略）	<p>した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること</p> <p>ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の目標事業量等の記載があること</p> <p>(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) 3の(1)賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借料など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>(4) 3の(3)土地借料補助については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の賃借料など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）	別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
1 趣旨 （略）	1 趣旨 授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）に移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域人材の活用等による送迎支援を行うことで、市内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るものである。
2 実施主体 （略）	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
3 事業内容 （略）	3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を、学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校から放課後児童健全育成事業所への移動時や、放課後児童健全育成事業所からの帰宅時に、地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添いや、バス等による送迎を行うものとする。
4 対象事業の制限 （略）	4 対象事業の制限 （1）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。 （2）送迎を行うためのバス等車輛に係る経費については、燃料費のみ本事業の対象とする。
5 費用 （略）	5 費用 （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 （2）市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

15

新	旧
別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業	別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業
1 趣旨 （略）	1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の質の向上及び保育所との開所時間の乖離を縮小し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。
2 実施主体 （略）	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
3 事業の内容 （略）	3 事業の内容 本事業は、以下の（1）及び（2）を対象とする。 なお、一の支援の単位が、同時に両事業の対象となることはできない。 （1）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する職員を配置する場合には、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 （2）別添1に基づく放課後児童健全育成事業において、（1）の育成支援に加えて4（3）の育成支援を行っており、そのうちいずれかの業務に従事する常勤職員を配置する場合には、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業。 なお、本事業の対象となる常勤職員は、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とする。

16

新	旧
<p>4 実施方法 (略)</p>	<p>4 実施方法 (1) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすことを基本とする。 ただし、 ① 開所する時間は、平日につき、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。 ② 開所する日数は、年間250日以上開所すること。 を要件とするとともに、平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。 また、以下の(2)若しくは(3)の内容により運営すること。 (2) 3の(1)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる職員は、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号雇用均等・児童家庭局長通知)に規定する以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。 ① 子どもの生活の連続性を保障するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図ること。 ② 子どもの来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応する。また、事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡すること。 ③ 市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。 ④ 子どもや保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するため、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、周知するとともに、その対応に当たっては、市町村と連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等あらかじめ周知すること。 ⑤ 児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子</p>

新	旧
<p>5 対象事業の制限等 (略)</p>	<p>どもの発達や養育環境の状況等を把握し、固有の援助を必要としている場合は、適切に行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告すること。 (3) 3の(2)の事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者においては、4の(2)の①～⑤に加えて、以下の育成支援を行うとともに、本事業の対象となる常勤職員及び常勤職員以外の職員は、放課後児童クラブ運営指針に規定する4の(2)の①～⑤又は以下の育成支援のうちいずれかに従事すること。なお、⑥については、必要に応じて行う場合に従事すること。 ① 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ること。 ② 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げること。 ③ 事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行うこと。 ④ 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図ること。 ⑤ 子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、個別ケース検討会議に参加し、具体的な支援の内容等を関係機関と検討・協議して適切に対応すること。 ⑥ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する場合は、放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど関係者間の連携を図ること。 5 対象事業の制限等 (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、開所時間延長の取り組みによる通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 (2) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p>

新	旧
<p>6 費用 (略)</p>	<p>また、賃金改善を実施する職員の範囲や賃金改善の具体的な内容については、実情に応じて各放課後児童健全育成事業を行う者において決定するものとする。</p> <p>(3) 本事業により、賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。</p> <p>(4) 賃金増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払いのほか一括して支払うことも可能とし、各放課後児童健全育成事業を行う者の実情に応じた方法によるものとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p>	<p>別添7 障害児受入強化推進事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。)に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 3人以上の障害児の受け入れを行う場合 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、3人以上の障害児((2)による看護師等の配置を行っている場合は医療的ケア児を除く。)の受け入れを行う場合に、別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)による放課後児童支援員等の配置に加えて、以下の①～③のいずれかの方法により、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を1名以上配置する。 なお、障害児の対象については、別添3と同様とする。 ①市町村が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を直接雇用し、放課後児童健全育成事業を行う者に派遣して配置 ②放課後児童健全育成事業を行う者が専門的知識等を有する放課後児童支援員等を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 ③放課後児童健全育成事業を行う者が雇用了放課後児童支援員等について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させた、又は個々の放課後児童支援員等有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成(補助)</p>

新	旧
<p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>(2) 医療的ケア児の受け入れを行う場合 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、医療的ケア児の受け入れを行う場合に、以下の①～④のいずれかの方法により、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師等を配置する。 なお、医療的ケア児とは、児童福祉法第56条の6第2項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。 ①市町村が看護職員を直接雇用し、放課後児童健全育成事業所に派遣して配置 ②放課後児童健全育成事業を行う者が看護職員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出 ③放課後児童健全育成事業を行う者が雇用した看護職員について、配置し、当該費用を市町村が助成（補助） ④医療機関等において雇い上げた看護師等を放課後児童健全育成事業所に派遣して配置し、当該費用を市町村が委託費等として支出 また、職員がたん吸引等を実施するための研修を受講するための代替職員の配置等、医療的ケア児の受け入れに必要な経費も補助対象とする。</p> <p>4 留意事項 (1) 別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の対象となっていること。ただし、3の(2)の事業のみを行う場合を除く。 (2) 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受け入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p>別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p> <p>5 留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 別添2～別添7及び別添9～別添12に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 (略)</p>	<p>別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、一の支援の単位を構成する児童の数が、19人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員等を複数配置する。</p> <p>4 実施方法 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10(1)及び11(1)の内容を満たすことを基本とし、一の支援の単位を構成する児童の数は19人以下を要件とする。</p> <p>5 留意事項 (1) 本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり、それ以外の運営に係る経費（1人目の人件費や光熱水費等）については、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。 (2) 別添2～別添7及び別添9～別添10に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定め</p>

新	旧
	<p>るところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。</p>

新	旧
<p>別添9 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</p> <p>1 趣旨 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (略)</p> <p>4 個人情報の保護 (略)</p>	<p>別添9 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</p> <p>1 趣旨 放課後児童クラブに、要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する職員を配置し、放課後児童クラブにおける、要支援児童等への対応や関係機関との連携の強化等を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、児童福祉法第25条の2に基づく、要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、放課後児童クラブが地域協議会を構成する関係機関として参加している市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業内容 (1) 要支援児童等の対応をする職員の配置 別添1に基づき放課後児童健全育成事業における要支援児童等への適切な支援を図るため、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等、市町村が適切と認めた者を地域協議会に参加している放課後児童クラブに配置する。 (2) 要支援児童等の対応をする職員の業務 要支援児童等の対応をする職員は、以下の①から④を必須とするとともに、⑤又は⑥のいずれかの業務についても行うこととする。 ①放課後児童支援員等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援 ②地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び共有 ③地域協議会を活用し、放課後児童クラブにおける要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施 ④要支援児童等について、当該児童が通う小学校との情報共有、連携 ⑤他の放課後児童クラブへの巡回支援 ⑥子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参画等</p> <p>4 個人情報の保護 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。</p>

新	旧
<p>5 留意事項 (略)</p> <p>6 費用 (略)</p>	<p>また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。 なお、本事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託等する場合は、個人情報保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>5 留意事項 本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、要支援児童等の対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努めること。</p> <p>6 費用 (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

新	旧
<p><u>別添10 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</u></p> <p><u>1 趣旨</u> 放課後児童健全育成事業を行う者において、遊び及び生活の場の消毒・清掃、おやつが発注・購入、会計事務等の運営に関わる業務、児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員(以下「運営事務等を行う職員」という。)の配置等を行うことにより、放課後児童健全育成事業の育成支援の内容の向上を図る。</p> <p><u>2 実施主体</u> 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む、以下同じ。)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p><u>3 事業内容</u> <u>(1) 運営事務等を行う職員の配置等</u> 別添1に基づく放課後児童健全育成事業における育成支援の内容の向上を図るため、別添1の5の(1)に基づく職員体制に加え、運営事務等を行う職員の配置等を行う。</p> <p><u>(2) 運営事務等を行う職員の業務</u> 運営事務等を行う職員は次の業務を行うこととする。 ①業務の実施状況に関する日誌(子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等)の作成 ②おやつが発注、購入等 ③遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理(清掃や消毒等)、整理整頓 ④会計事務等 ⑤児童の宿題等の学習活動が自主的に行える環境整備の補助 ⑥その他、放課後児童クラブの運営に関わる業務や育成支援の周辺業務</p> <p><u>4 留意事項</u> 3の(2)の業務を外部委託等により実施し、当該費用を放課後児童健全育成事業を行う者が委託費等として支出する場合も本事業の対象となること。</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p>5 費用</p> <p><u>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>別添11 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業</u></p> <p>1 趣旨</p> <p><u>放課後児童健全育成事業を行う者における第三者評価の受審を推進するため、当該評価の受審に必要となる費用を補助することにより、放課後児童健全育成事業の質の向上を図り、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体</p> <p><u>本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</u></p> <p><u>ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 事業内容</p> <p><u>別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が「放課後児童クラブにおける第三者評価基準ガイドラインについて（仮称）」（令和※年※月※日※通知）等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関による評価（市町村が委託等により行わせるものも含む。）を受審するために必要となる費用を補助する。</u></p> <p><u>なお、受審結果についてはホームページ等により広く公表すること。</u></p> <p>4 留意事項</p> <p><u>(1) 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合に本事業の対象となること。</u></p> <p><u>(2) 第三者評価の受審は3年に一度程度を想定しており、同一の放課後児童健全育成事業を行う者に対しては、当該補助を行った年度から3年度間は再度の補助は行えないこと。</u></p> <p>5 費用</p> <p><u>(1) 国は、市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p> <p><u>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</u></p>	<p>(新規)</p>

新	旧
別添 12 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	別添 10 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
1 趣旨 (略)	1 趣旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。)に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員(令和5年3月31日までに都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。)の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。
2 実施主体 (略)	2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ)とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
3 事業内容 (略)	3 事業内容 別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者が、放課後児童支援員に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合に、以下の①～③の段階に応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助する。 ①放課後児童支援員 ②経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、以下の研修を受講した者 ・都道府県又は市町村が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修又は同程度の研修で、市町村が適当と認める研修 ③経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員で、上記②の研修を受講した事業所長の立場にある者
4 実施方法 (1) (略)	4 実施方法 (1) 本事業の対象となる放課後児童健全育成事業を行う者は、別添1の3～10(1)の内容を満たすこと。

新	旧
(2) (略)	(2) 平成28年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する放課後児童支援員の賃金に対する改善が行われていること。
(3) (略)	(3) 3の①～③の要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が、基本給(月給等や決まって毎月支払われる手当)により行われていること。
(4) (略)	(4) 放課後児童健全育成事業を行う者は、経験年数等に応じた定期昇級等の仕組みの導入に努めること。
(5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。 ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所及び第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設・事業所における勤続年数 ②学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数 ③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数 ④児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数 ⑤認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める施設をいう。以下同じ。)で以下に掲げる施設の勤続年数 ア 地方公共団体における単独保育施策による施設 イ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設 ウ 企業主導型保育施設 エ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設 オ アからエまでに掲げる施設以外の認可外保育施設が①の施設・事業所に移行した場合における移行前の認可外保育施設 ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。) ⑦放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数	(5) 現在勤務している放課後健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・事業所における経験年数を合算することができる。 ①子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数 ②学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数 ③社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数 ④児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数 ⑤認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数 ⑥医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。) ⑦放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における勤続年数
(6) (略)	(6) 経験年数の期間に係る要件は、各放課後児童健全育成事業所の職員構成・状況を踏まえ、市町村の判断で柔軟な対応が可能であること。
(7) (略)	(7) 経験年数の期間は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本とする。
5 対象事業の制限等 (略)	5 対象事業の制限等 (1) 本事業は、放課後児童健全育成事業を行う者において、職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものとしており、通常の運営に係る経費(人件費や光熱水費等)について

新	旧
<p>6 費用 (略)</p>	<p>は、別添1に基づく放課後児童健全育成事業に計上するものとする。</p> <p>(2) 本事業により賃金の額を増加させる給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならないこと。 ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。 なお、これらの賃金の額の変動等を確認できる書類を整理しておくこと。</p> <p>(3) 放課後児童支援員1人あたりの補助対象経費は、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額の範囲内とすること。 また、本事業の対象は、原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組を設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができること。</p> <p>(4) 本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない。</p> <p>(5) 別添6の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(6) 事業所長の立場にある者は一の支援の単位につき、原則1名までとする。</p> <p>6 費用</p> <p>(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。</p>

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（新旧対照表）

新	旧
雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日	雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日
一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日	一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日
二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日	二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日
三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日	三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日
四次改正 子発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日	四次改正 子発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日
五次改正 子発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日	五次改正 子発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日
六次改正 子発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日	六次改正 子発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日
七次改正 子発 0327 第 6 号 令和 2 年 3 月 27 日	七次改正 子発 0327 第 6 号 令和 2 年 3 月 27 日
八次改正 子発 ※ 第 ※ 号 令和 3 年 ※ 月 ※ 日	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） の実施について	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） の実施について
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ リ－・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に ついては、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ リ－・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日 から適用することとしたので通知する。
については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対し て周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期され たい。	については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対し て周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期され たい。
別紙	別紙
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 実施要綱	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 実施要綱
1 事業の目的 (略)	第1 事業の目的 (略)
2 実施主体 (略)	第2 実施主体 (略)

<p>3 事業の内容及び実施方法 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 地域子育て支援拠点等との連携</u> 提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点や児童館等（以下、「拠点等」という。）における子どもの預かりの実施等について拠点等との調整を行い、以下の取組を行った場合に別途加算の対象とする。</p> <p>ア <u>拠点等における子どもの預かりの促進、及び子どもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援</u> イ <u>拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ</u> ウ <u>拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等の実施</u></p> <p>4 留意事項 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を提供会員登録から削除することができるものとする。</u> ア <u>虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合</u> イ <u>虐待等の禁止に違反した場合</u> ウ <u>秘密保持義務に違反した場合</u> エ <u>その他提供会員としての信用失墜行為を行った場合 など</u></p>	<p>第3 事業の内容及び実施方法 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>4 留意事項 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	---

<p>5 費用 (略)</p> <p>別添1～2 (略)</p>	<p>5 費用 (略)</p> <p>別添1～2 (略)</p>
--	--

利用者支援事業の実施について新旧対照表

新	旧
府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日	府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日
一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日	一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日
二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日	二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日
三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日	三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日
四次改正 府子本第250号 30文科初第1757号 子発0329第6号 平成31年3月29日	四次改正 府子本第250号 30文科初第1757号 子発0329第6号 平成31年3月29日
五次改正 府子本第240号 元文科初第1699号 子発0327第8号 令和2年3月27日	五次改正 府子本第240号 元文科初第1699号 子発0327第8号 令和2年3月27日
六次改正 府子本第※号 ※文科初第※号 子発※第※号 令和3年※月※日	

新	旧
内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)	内閣府子ども・子育て本部統括官 (公印省略)
文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)	文部科学省初等中等教育局長 (公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公印省略)
利用者支援事業の実施について	利用者支援事業の実施について
<p>標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p>	<p>標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。</p>
別紙	別紙
利用者支援事業実施要綱	利用者支援事業実施要綱
1 事業の目的 (略)	1 事業の目的 (略)
2 実施主体 (略)	2 実施主体 (略)
3 事業の内容 (略)	3 事業の内容 (略)

新	旧
<p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>(1) 基本型</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～ケ (略)</p> <p><u>コ 多機能型地域子育て支援の強化</u> 子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開を図るため、次の(a)及び(b)に掲げる実施方法により実施した場合について別途加算の対象とする。</p> <p><u>(a) ③のアと同程度の知識・経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。</u></p> <p><u>(b) 連絡会議の開催等を行うこと。</u></p> <p><u>(c) (a)又は(b)の取組を、実施日数は、週3日程度以上とすること。</u></p> <p>(2) 特定型</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施要件 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和2年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。 ア 次の(a)又は(b)のいずれかの要件を満たし、かつ、</p>	<p>4 実施方法 以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>(1) 基本型</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～ケ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 特定型</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施要件 以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。 ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和元年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数(小数点以下切上げ)のうち、最も多いものを上限とする。 ア <u>市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の平成</u></p>

新	旧
<p><u>「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。</u></p> <p><u>(a) 平成27年から令和2年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。</u></p> <p><u>(b) 今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれ、「新子育て安心プラン」の採択を受けていること。</u></p> <p><u>イ 緊急対策を実施していること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>① 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。<u>併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー(社会福祉士等)(以下「保健師等」という。)を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p><u><困難事例への対応等の支援></u> <u>以下④キの内容を実施する社会福祉士、精神保健福祉士、その他の専門職を1名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。</u></p> <p><u>また、当支援の実施に当たっては、令和7年度末までに、職員の必置を目指すこと。</u></p> <p>④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～カ (略)</p>	<p><u>25年から令和元年の各年10月1日時点のいずれかの定員充足率が市町村内全体で100%以上であること。</u></p> <p><u>イ 市町村内の保育所及び幼保連携型認定こども園の数が平成31年4月1日時点において100以上であること。</u></p> <p><u>ウ 平成24年改正前の児童福祉法第56条の8第1項に規定する特定市町村又は平成27年から平成31年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が50人以上であること。</u></p> <p><u>エ 緊急対策を実施していること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) 母子保健型</p> <p>① 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー(社会福祉士等)(以下「保健師等」という。)を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>④ 業務内容 以下の業務を実施するものとする。 ア～カ (略)</p>

新	旧
<p>キ 困難事例への対応等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>妊産婦等からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した相談支援や、多職種によるアウトリーチ支援の実施。</u> ○ <u>市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会や精神科などの医療機関との連携の強化を実施。</u> ○ <u>嘱託医師との連携によるケース対応等の実施。</u> <p>5 関係機関等との連携 (略)</p> <p>6 留意事項 (1)～(9) (略)</p> <p>7 費用 (略)</p> <p>【別添】 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>5 関係機関等との連携 (略)</p> <p>6 留意事項 (1)～(9) (略)</p> <p>7 費用 (略)</p> <p>【別添】 (略)</p>

(別添)

地域子育て支援拠点事業の実施について新旧対照表

新	旧
<p>雇児発 0529 第 18 号 平成 26 年 5 月 29 日</p> <p>一次改正 雇児発 0521 第 13 号 平成 27 年 5 月 21 日</p> <p>二次改正 雇児発 0403 第 18 号 平成 29 年 4 月 3 日</p> <p>三次改正 子発 0627 第 2 号 平成 30 年 6 月 27 日</p> <p>四次改正 子発 0327 第 7 号 令和 2 年 3 月 27 日</p> <p><u>五次改正 子発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 3 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>	<p>雇児発 0529 第 18 号 平成 26 年 5 月 29 日</p> <p>一次改正 雇児発 0521 第 13 号 平成 27 年 5 月 21 日</p> <p>二次改正 雇児発 0403 第 18 号 平成 29 年 4 月 3 日</p> <p>三次改正 子発 0627 第 2 号 平成 30 年 6 月 27 日</p> <p>四次改正 子発 0327 第 7 号 令和 2 年 3 月 27 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 6 項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>

<p>なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙</p> <p>地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (1) (略)</p> <p>(2) 一般型 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援 <u>両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に別途加算の対象とする。</u></p> <p>⑨ 経過措置（小規模型指定施設） (略)</p>	<p>なお、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙</p> <p>地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (1) (略)</p> <p>(2) 一般型 ①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>経過措置（小規模型指定施設）</u> (新規)</p> <p>⑨ 経過措置（小規模型指定施設） (略)</p>
--	---

<p>(3) 連携型</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援 <u>両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に別途加算の対象とする。</u></p> <p>5 留意事項 (略)</p> <p>6 費用 (略)</p>	<p>(3) 連携型</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>5 留意事項 (略)</p> <p>6 費用 (略)</p>
---	--

「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助について」新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 東京都及び大阪府以外</p> <p>ア 道府県知事は、別紙様式第2による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、別紙様式第2による申請書を道府県知事が別に定める日までに道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 道府県知事は、イの申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第3と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 東京都及び大阪府</p> <p>ア 都庁知事は、別紙様式第2による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長（特別区を含む。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都府知事が別に定める日までに都府知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 都府知事は、イの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第4と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。</p> <p>(1) 東京都及び大阪府以外</p> <p>ア 道府県知事は、別紙様式第6による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、別紙様式第6による申請書を道府県知事が別に定める日までに道府県知事に提出するものとす</p>	<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>5 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 東京都以外</p> <p>ア 道府県知事は、別紙様式第2による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、別紙様式第2による申請書を道府県知事が別に定める日までに道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 道府県知事は、イの申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第3と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 東京都</p> <p>ア 都知事は、別紙様式第2による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長（特別区を含む。以下同じ。）は、別紙様式第2による申請書を都知事が別に定める日までに都知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 都知事は、イの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第4と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。</p> <p>(1) 東京都以外</p> <p>ア 道府県知事は、別紙様式第6による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、別紙様式第6による申請書を道府県知事が別に定める日までに道府県知事に提出するものとす</p>

<p>る。</p> <p>ウ 道府県知事は、イの申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第7と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 東京都及び大阪府</p> <p>ア 都庁知事は、別紙様式第6による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長（特別区を含む。以下同じ。）は、別紙様式第6による申請書を都府知事が別に定める日までに都府知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 都府知事は、イの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第8と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>8 (略)</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>9 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 東京都及び大阪府以外</p> <p>ア 道府県知事は、事業実績報告について、翌年度4月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式第10による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、事業実績報告について、道府県知事が定める日までに別紙様式第10を道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 道府県知事は、市町村からイの報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめの上、アの報告書及び別紙様式第11と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 東京都及び大阪府</p> <p>ア 都庁知事は、事業実績報告について、翌年度4月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式第10による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、事業実績報告について、都府知事が定める日までに別紙様式第10を都府知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 都府知事は、市町村からイの報告書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、アの報告書及び別紙様式第12と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(額の確定)</p> <p>11 (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 (略)</p>	<p>る。</p> <p>ウ 道府県知事は、イの申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第7と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 東京都</p> <p>ア 都知事は、別紙様式第6による申請書を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長（特別区を含む。以下同じ。）は、別紙様式第6による申請書を都知事が別に定める日までに都知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 都知事は、イの申請書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、アの申請書及び別紙様式第8と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>8 (略)</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>9 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 東京都以外</p> <p>ア 道府県知事は、事業実績報告について、翌年度4月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式第10による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、事業実績報告について、道府県知事が定める日までに別紙様式第10を道府県知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 道府県知事は、市町村からイの報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめの上、アの報告書及び別紙様式第11と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 東京都</p> <p>ア 都知事は、事業実績報告について、翌年度4月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式第10による報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 市町村長は、事業実績報告について、都知事が定める日までに別紙様式第10を都知事に提出するものとする。</p> <p>ウ 都知事は、市町村からイの報告書の提出があった場合には、これを取りまとめの上、アの報告書及び別紙様式第12と併せて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(額の確定)</p> <p>11 (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 (略)</p>
---	--

(その他)
13 (略)

別表1～別紙様式第1 (略)

(その他)
13 (略)

別表1～別紙様式第1 (略)

別紙様式第2

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円
子 育 て 支 援 員 研 修 事 業 金 円
職員の資質向上・人材確保等研修事業 金 円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書
(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書
(別表2)

(添付書類)
(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄
に明記すること。)
(2) その他参考となる資料

別表1(別紙様式第2関係)(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書～別表2
(別紙様式第2関係) 8-3. 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)国庫補助金所要額明細書 (略)

別紙様式第2

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円
子 育 て 支 援 員 研 修 事 業 金 円
職員の資質向上・人材確保等研修事業 金 円

2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書
(別表1)

3 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書
(別表2)

(添付書類)
(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄
に明記すること。)
(2) その他参考となる資料

別表1(別紙様式第2関係)(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金所要額調書～別表2
(別紙様式第2関係) 8-3. 認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)国庫補助金所要額明細書 (略)

<p>別紙様式第3</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">道府県知事</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村 別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書 ●●市 外●市町村分</p> <p>(別紙様式第3・4関係) (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村別内訳表 (略)</p>	<p>別紙様式第3</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">道府県知事 印</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村 別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書 ●●市 外●市町村分</p> <p>(別紙様式第3・4関係) (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村別内訳表 (略)</p>
--	--

<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都府知事</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村 別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書 ●●市 外●市町村分</p>	<p>別紙様式第4</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">東京都知事 印</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助所要額市町村 別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金交付申請書 ●●市 外●市町村分</p>
--	---

別紙様式第5

番 号
(元号) 年 月 日

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付決定通知書

市 町 村 名

(元号) 年 月 日第 号で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、〔(修正の場合)第6条第3項の規定により修正のうえ〕(元号)〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇〇〇第〇号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の区分は、(元号) 年 月 日第 号申請書の所要額調書に記載のとおりである。

4 この補助金の額の決定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の5に規定する事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行わなければならない。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙様式第5

番 号
(元号) 年 月 日

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付決定通知書

市 町 村 名

(元号) 年 月 日第 号で申請のあった(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、〔(修正の場合)第6条第3項の規定により修正のうえ〕(元号)〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇〇〇第〇号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

(元号) 年 月 日

都道府県知事 印

1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、(元号)〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇〇〇第〇号厚生労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日第 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の区分は、(元号) 年 月 日第 号申請書の所要額調書に記載のとおりである。

4 この補助金の額の決定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この補助金は、交付要綱の5に規定する事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の10に定めるところにより行わなければならない。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。

別紙様式第6

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請について

(元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円
子育て支援員研修事業 金 円
職員の資質向上・人材確保等研修事業 金 円

2 変更を必要とする理由

3 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調書 (別表1)

4 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書 (別表2)

(添付書類)
(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
(2) その他参考となる資料

別表1(別紙様式第6関係)(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調書(略)

別紙様式第6

番 号
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印
市 町 村 長

(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の
変更交付申請について

(元号) 年 月 日厚生労働省発子 第 号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 円
子育て支援員研修事業 金 円
職員の資質向上・人材確保等研修事業 金 円

2 変更を必要とする理由

3 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調書 (別表1)

4 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書 (別表2)

(添付書類)
(1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
(2) その他参考となる資料

別表1(別紙様式第6関係)(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額調書(略)

<p>別紙様式第7</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">道府県知事</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 変更交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理し、その内容を審査した結果適正 と認められるので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市 町村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書 ●●市 外●市町村分</p> <p>(別紙様式第7・8関係) (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額市町村別内 訳表 (略)</p>	<p>別紙様式第7</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">道府県知事 印</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 変更交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理し、その内容を審査した結果適正 と認められるので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市 町村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書 ●●市 外●市町村分</p> <p>(別紙様式第7・8関係) (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金変更所要額市町村別内 訳表 (略)</p>
---	---

<p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都府知事</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 変更交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理したので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市 町村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書 ●●市 外●市町村分</p>	<p>別紙様式第8</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">東京都知事 印</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 変更交付申請書の提出について</p> <p>標記について、別添のとおり市町村の変更申請書を受理したので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助変更所要額市 町村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金変更交付申請書 ●●市 外●市町村分</p>
--	---

<p>別紙様式第9</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 名</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・ 子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、(元 号) 年 月 日第 号申請に基づき、(元号) 〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇 〇〇第〇号をもって、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知す る。</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる事業は、(元号) 〇年〇月〇日発子〇〇〇〇第〇号厚生 労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要 綱」の3に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日第 号申請書 記載のとおりである。</p> <p>2 この補助金額は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">今回交付決定額</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>前回交付決定額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引追加(減少)額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の区分は、(元号) 年 月 日 第 号申請書の所要額調書に記載のとおりである。</p> <p>4 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算 の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申 請の取下げをすることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。</p>	今回交付決定額	金	円			前回交付決定額	金	円			差引追加(減少)額	金	円			<p>別紙様式第9</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 名</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・ 子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金(以下「補助金」という。)については、(元 号) 年 月 日第 号申請に基づき、(元号) 〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇 〇〇第〇号をもって、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知す る。</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 一甲</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる事業は、(元号) 〇年〇月〇日発子〇〇〇〇第〇号厚生 労働事務次官通知の別紙「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要 綱」の3に規定する事業であり、その内容は(元号) 年 月 日第 号申請書 記載のとおりである。</p> <p>2 この補助金額は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">今回交付決定額</td> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>前回交付決定額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引追加(減少)額</td> <td>金</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の区分は、(元号) 年 月 日 第 号申請書の所要額調書に記載のとおりである。</p> <p>4 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算 の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをす ることのできる期限は、(元号) 年 月 日とする。</p>	今回交付決定額	金	円			前回交付決定額	金	円			差引追加(減少)額	金	円		
今回交付決定額	金	円																													
前回交付決定額	金	円																													
差引追加(減少)額	金	円																													
今回交付決定額	金	円																													
前回交付決定額	金	円																													
差引追加(減少)額	金	円																													

<p>別紙様式第10</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 市 町 村 長</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書 (別表1)</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書 (別表2)</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出済額を備考欄に 明記すること。)</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>別表1(別紙様式第10関係)(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書～別表2(別 紙様式第10関係)8-3.認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)国庫補助金所要額明細書(略)</p>	<p>別紙様式第10</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 一甲 市 町 村 長</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書 (別表1)</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金内訳書 (別表2)</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出決算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出済額を備考欄に 明記すること。)</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>別表1(別紙様式第10関係)(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算書～別表2(別 紙様式第10関係)8-3.認可外の居宅訪問型保育研修事業(間接補助事業分)国庫補助金所要額明細書(略)</p>
--	---

<p>別紙様式第11</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">道府県知事</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 事業実績報告書の提出について</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発子〇〇〇〇第 号により交付決定された(元 号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のと おり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提 出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町 村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書 ●●市 外●市町村分</p> <p>(別紙様式第11・12関係) (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町村別内訳 表 (略)</p>	<p>別紙様式第11</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">道府県知事 甲</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 事業実績報告書の提出について</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発子〇〇〇〇第 号により交付決定された(元 号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のと おり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので提 出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町 村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書 ●●市 外●市町村分</p> <p>(別紙様式第11・12関係) (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町村別内訳 表 (略)</p>
---	---

<p>別紙様式第12</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都府知事</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 事業実績報告書の提出について</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発子〇〇〇〇第 号により交付決定された(元 号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のと おり市町村の事業実績報告書を受理したので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町 村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書 ●●市 外●市町村分</p>	<p>別紙様式第12</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">東京都知事 甲</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の 事業実績報告書の提出について</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発子〇〇〇〇第 号により交付決定された(元 号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、別添のと おり市町村の事業実績報告書を受理したので提出する。</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金精算額市町 村別内訳表</p> <p>2 (元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金事業実績報告書 ●●市 外●市町村分</p>
--	---

<p>別紙様式第13</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付額確定通知書</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 名</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発子第 号をもって交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、(元号) 年 月 日第 号事業実績報告に基づき(元号)〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇〇第〇号をもって、交付額を金 円に確定されたので通知する。 (なお確定の結果、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 月 年 日までに返還するよう命ぜられたので併せて通知する。)</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p> <p>(施行注意) ()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。</p>	<p>別紙様式第13</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付額確定通知書</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 名</p> <p>(元号) 年 月 日厚生労働省発子第 号をもって交付決定の通知をした(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金については、(元号) 年 月 日第 号事業実績報告に基づき(元号)〇年〇月〇日厚生労働省発子〇〇〇第〇号をもって、交付額を金 円に確定されたので通知する。 (なお確定の結果、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号) 月 年 日までに返還するよう命ぜられたので併せて通知する。)</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p>(施行注意) ()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。</p>
---	--

<p>別紙様式第14</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 市 町 村 長</p> <p style="text-align: center;">消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱5(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額 金 _____ 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額) 金 _____ 円</p> <p>3 添付書類 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>	<p>別紙様式第14</p> <p style="text-align: right;">番 号 (元号) 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印 市 町 村 長</p> <p style="text-align: center;">消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金について、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱5(8)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額 金 _____ 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額) 金 _____ 円</p> <p>3 添付書類 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>
--	---

